

平成27年度 第3回滋賀県環境こだわり農業審議会議事概要

- 1 日 時 平成27年12月22日（火） 14：30～16：30
- 2 場 所 滋賀県農業教育情報センター1階 第1研修室
- 3 出席委員 井手委員、岡野委員、岡本委員、小澤委員、竹山委員、立花委員、筒居委員、中井委員、中谷委員、福西委員、藤栄委員、若林委員
（欠席：池戸委員、小西委員、永井委員、西原委員、廣田委員、深尾委員）
- 4 資 料 資料1 滋賀県環境こだわり農業推進基本計画（案）について
資料2 環境こだわり農産物を使用した加工食品について
資料3 環境保全型農業直接支払交付金の取組状況について

5 議 事

（1）協議事項1

滋賀県環境こだわり農業推進基本計画（案）について

【井手会長】 改めまして、皆様こんにちは。

冒頭の部長のご挨拶にもありましたように、今回がこれで今年度の最終の審議会となります。時間の関係もございますので、さっそく議事に入らせていただきます。

本日は、お手元の次第でございますように、2件の協議事項と1件の報告事項が予定されております。

まず、1点目は、この2年間ご審議いただいております環境こだわり農業推進基本計画についてです。1か月間パブリックコメントが実施され、何件かご意見を賜ったというふうに聞いております。本日は、そのご意見を踏まえた上での最終案を事務局に用意していただいております。皆様に、最終案の内容につきましてご確認いただくとともに、また改めてご意見を頂戴できればというふうに思っております。

それでは、協議事項の1件目といたしまして、環境こだわり農業推進基本計画（案）について、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

【事務局】 資料に基づき説明

【井手会長】 ご説明ありがとうございました。説明資料は、前回の審議会で議論いただいてパブリックコメントに出す前の案を皆様に送付していますが、その時点からの変更点をアンダーラインで示したものです。ご説明も修正部分を中心にさせていただきます。

そうしましたら、ここからはご自由にご質問、あるいは新たなご意見等をいただければと思います。いかがでしょうか。

そうしましたら、中谷委員。事務局、マイクをお願いできますでしょうか。

【中谷委員】 皆さん、こんにちは。中谷と申します。本日はよろしくお願いたします。

私も環境こだわり農業に取り組む農業者の一人です。各種団体の取り組みの欄で、「農業者に対する環境こだわり農業の実践と環境こだわり農産物の生産拡大を進めます。」ということが書かれているのですが、私どもの地域では、例えば、去年、地域の農業者を集めまして、県の農産普及課の方が来て、こだわり農業についての講習をされたんですね。そういった講習をすることによって、また生産拡大が進んでいくと思うんです。この生産者を対象とした講習会を、来年度以降も県として開催していただける予定はあるのでしょうかということをお聞きしたいです。

【井手会長】 ご質問ですね、これにつきまして、事務局のほうからお答えいただけますか。

【事務局】 はい。講習会につきましては、各地域の農業農村振興事務所とそこの地域の農協などが連携して、実施していただいていると思います。

県全体としては、いついつ開催しますというような計画はないのですが、環境こだわり農業の推進のために、一人でも多くの農家さんに取り組んでいただきたいと思いますので、地域ごとに検討させていただきたいと思います。

【井手会長】 よろしいですか、いまのようなお答えで。

【中谷委員】 はい。私どもも積極的に参加させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

ありがとうございました。

【井手会長】 ありがとうございます。

ちなみに、いま中谷委員がおっしゃった講習会などは、この計画の中で言うと、基本方針1「生産」の一番上、環境こだわり農産物の生産振興のあたりですかね。「普及推進、栽培指導による」という部分ですか。

【事務局】 はい。その部分で推進をさせていただくようにしたいと思います。

【井手会長】 いかがでしょうか。ほかに、ご質問あるいはご意見をいただけますでしょうか。

はい、岡本委員。

【岡本委員】 Ⅲ番の目指す姿の丸の3つ目、「常時店頭に並んでいます。」という表現なんですけれども、農産物の生産量と流通が増えると品切れがおきないということで、「常時、店頭に並んでいます。」という意味なんでしょうか。

「お米以外のものの種類が増えていかない」というようなことが、この資料の中に書かれておりましたけれども、私どもからすれば、いろんな、例えばコマツナも、ホウレンソウもいろんな種類のものが並んでいるというような形のほうが、姿としては見えてくるかなと思うんですが、そこのところはいかがなのでしょう。

それからもう一点、施策の方向のところの「消費」のところに認証マークの表示内容の見直しと書かれていますけれども、ここが少し内容的に漠然としているのですけれども、今のところ考えられておられます、新たな表示について、わかるところまでお聞かせいただけたらと思うんですが。以上です。

【井手会長】 はい、わかりました。2点ほどご意見いただきました。

まず1点目の確認ですが、目指す姿の3番目ですね。特に文末の「常時店頭に並んでいます。」という表現が、岡本委員のご意見としては、これではいろんな種類の農産物が並んでいるというところまで読めないのではないかというご意見でしょうか。

【岡本委員】 お米なんかだったら、年中並んでいるかと思うんですけれども、やっぱり、こだわり農産物は旬というものがありますので、いろんな農産物が並んでいるという姿が見えたらいいかなと。だから、もう少し、ぜひお米以外のものも並べてほしいなど。消費者からはそう思うんです。

【井手会長】 まず、この点について、今の時点で事務局のほうで答えを。

【事務局】 お答えします。委員のおっしゃるとおり、今、直売所とか行きましても、こだわりのお米だけというのがほぼ現実の姿でございます。

目指す姿として、10年後の姿を描いているのですが、やはり野菜も果物も絶えず品揃えがある姿を描きながら、園芸の振興もしていきたいということで書かせていただいています。ただ、委員が先ほどおっしゃったように、欲しい野菜が全てあるというのは大変厳しいことではございますが、お米だけでなく、旬の野菜、旬の果物も絶えず並ぶ姿を目指しながら取り組んでいきたいという思いで、ここに「常時並んでいます。」という表現をさせていただいたということではございます。

【井手会長】 表現だけの問題かもしれませんが、もし、岡本委員のほうから、例えばこういう句を挿入すればどうだろうかというご意見ございますか。

【岡本委員】 旬のもので、この季節は切れているんだけど、何かしらお米以外でもいろんなものがありますよという、イメージを描かせていただいたらいいかなと思うんですけど。

常時店頭というのでは、ちょっとわかりにくいかなと、個人的に思いました。

【井手会長】 はい、どうでしょうかね。表現としては、少し検討が要りますが、主旨といたしましては、いろいろなこだわり農産物が常時、もちろん季節によって品物は違うでしょうけれどもということですね。表現の問題ですので、難しいところもあるかもしれませんが。

ひとまず事務局の宿題としてお受けしておきましょうか。

そうしましたら、2点目ですね。基本方針3の「消費者へのPRと理解促進」のところで、下線が引かれております認証マークの表示内容の見直しというところですが、これだけではちょっと、どう見直すのか漠然としているということですね。もし事務局として、何か今の時点で考えていることがあればお願いします。

【事務局】 お答えします。委員のお話は、11ページの真ん中あたりになります消費者へのPRと理解促進という囲みの下、4行目になります。販売情報の発信を行うとともに、認証マークの表示内容を見直し云々というところで、どういうふうに見直すのかということのこ

指摘だと思いますが、内部で検討しておりますのが、この環境こだわりのマークは「環境こだわり農産物とあって、Sのマークがあつて、滋賀県認証とあって、その下に小さい字で、「農薬・化学肥料通常の5割以下」、「びわ湖・周辺環境への負荷削減」という文字が書いてありますが、県議会においてこの下2行の語句が大事なんじゃないかとお指摘がございました。

また、知事からも、環境こだわり農産物認証マークが相当定着しているということ踏まえた上で、この下の2行を何とか消費者の皆さんに見てわかってもらえるようなマークの工夫ができないかという指示がございました。それに向かって見直し作業を進めさせていただきたいということです。

今は漠然とした書き方なんですけれども、マークの見直しをそういう方向で検討してまいりたいというのが、事務局としての考えでございます。この計画に位置付けをさせていただいて、できるだけ早い時期に見直した形でスタートしたいという思いを持っているところでございます。

【井手会長】

よろしいでしょうか。岡本委員。

はい、ありがとうございます。

よろしいでしょうか、ほかにご意見は……、中谷委員。

【中谷委員】

何回もすみません。今の消費者へのPRということで、私もふと思ったんですが、数日前にこの資料を読みまして、インターネットにも出ているということで、インターネットを開いて、こだわり農業で検索したんですね。そしたら、こだわり農業の県の動画があり、いろんな農業生産法人の方のこだわりの作り方があったんです。だから、それを他の人にいかに見てもらおうようにするか、もう少しどこかでわかるように、気付いてもらえる形で「インターネットでもやっています。こだわり農業、検索」というような形で何かに付けてもいいかなと思います。

またメディアということでは、私も、びわ湖放送を見ていたときに、みずかがみのコマーシャルを見て、ゆるキャラも出ていたので、少しびっくりしたんですが、昨年度は、高校野球ハイライトでもみずかがみのプレゼントをされていたんですね。

また、びわ湖放送に限らず、時間帯とか、CM料とかにもよるんですが、関西ローカルのほうでもCMを流すと、より京阪神地域の消費者へのPRにもなるかなと思うのですが、どうでしょうか。以上です。

【井手会長】 ありがとうございます。PRにつきまして具体的なご意見だというふうに受け止めさせていただきます。今の時点で、事務局のほうからご意見に対してのコメントはございますでしょうか。

【事務局】 ご意見ありがとうございます。環境こだわり農産物のPRにつきましては、なかなか全国的な展開はすぐには難しいということで、現在、みずかがみなどの環境こだわり米を中心に京阪神や県内でPRをさせていただいています。それにつきましては、ラジオを利用させていただいたり、あと新聞広告ですね、京阪神に広く入るよう、メジャーな新聞に広告を載せていただいたり、また、今年につきましては、みずかがみのテレビコマーシャルを秋口に流させていただいております。できることは限られておりますけれども、機会があるごとに、「環境こだわり農産物はここをクリックしてね。」のようなPRの方法を入れさせていただいて、できるだけたくさんの消費者の方の目に留まるようにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【井手会長】 よろしいでしょうか。ちなみに1点目の、インターネットを利用した形での動画配信ですが、そのページのURLをですね、関心のある消費者の方がそのページに行けるような工夫を考えていただければというふうに思っています。

ちなみに、中谷委員がご覧になった動画というのは、県の公式なホームページで見られたのですか。

【中谷委員】 確か県だったと思うんですけど。滋賀県こだわり農業で検索したら出てきました。

【井手会長】 滋賀県のホームページですか、オフィシャルな。

【中谷委員】 小学生が作付けして試食したり、何か感想を言ったりして、「みずかがみおいしい」とか。

【井手会長】 確か環境こだわり関係では、色々な生産者のリストなんかもアップされていきましたよね。意外といろんな情報が公開されているのですが、なかなか見つけようと思って探していただかないと見つからないという状況がございます。そのあたりも少し何らかの工夫をしていただければと思います。ありがとうございます。

ほかにご意見はいかがでしょうか。はい、福西委員。

【福西委員】

はい、皆さんご苦勞様でございます。

農産物の生産を担当する者としての意見というか、考え方なんです。内容的にはこの概要版を見させていただいて、これでベター、ベストだなという感じに思っております。ただ、先ほど説明がございましたように、収益性云々がこの概要版では抜かれたというのが、ちょっと残念なところでもあるんですけど、まあ、本冊には入っていますので納得。

ただ、先ほど安田部長もおっしゃいましたように、T P P への対応をどうしていくのか、後ほど、県としての対応策等々をお聞かせいただければありがたいのですが。

私が聞いた、それこそそろそろ覚えのような情報ですと、今日まで行政サイドで市や県を挙げて地産地消を前面に打ち出し、消費者にアピールをしてきましたが、今後、地産地消を打ち出すとT P P の合意契約に反するのではないかと聞いていまして、これから我々生産者サイドはどう考えていけばいいのかなという点をお聞かせ願いたい。

もう一点、最終的には、やはりコストとのバランスなんです。我々生産者も、環境に優しい、しかも琵琶湖の保全を目的とした農業をやりたいという意気込みを全員持っているんですが、問題は経済性で、その関係をどうクリアしていこうかなと、各農業者とも迷っているところがあるんじゃないかなと思っています。何度も申し上げますように、本冊のほうにはきちっと「収益が見込める」というのは入れていただいていますので、私としましては、重々にこの計画案で満足していますということをご報告申し上げます。以上でございます。

【井手会長】

ありがとうございます。おっしゃるように、本冊のほうには、ちゃんと「収益の見込める」という文言は入っております。概要版ではスペースの関係で省略されたことにつきましては、ご了解いただければと思います。

どうでしょうか。残るT P P の関係につきましては、直接この基本計画（案）の議論とは外れるのですが、やはりご関心が高いところでもありますでしょうし、もし、今の時点で事務局のほうからお答えいただけるようであれば、お願いしたいと思います。

【事務局】

失礼いたします。農政課でございます。

T P P につきましては、前回の審議会でもたくさんご質問をいただいておりますが、県では、T P P の対応策を何も取らない場合、主要な品目6品目については、40億円の影響があると試算をさせ

ていただいたところでございます。

農政水産部では、T P Pの対応策として、大きく2つのことを考えております。基本的には、やはり守りの部分ということで、今まで継続してきた国の対策を将来も継続していただければと考えております。この部分はベーシックな部分でございます。あと一つ、攻めということで、これを機に、先ほど部長のほうからチャンスというふうな話もありましたけれども、体制の強化を図っていこうということで、例えば輸出の関係でありますとか、ブランドの関係でありますとか、そのようなことに力を入れていきたいと考えております。この大きく2つの視点といいますか、整理して、対策を検討させていただいているところでございます。

農業分野も含めまして、県全体でT P Pに関する対策の案というか、対策の方針を今年度中に出ささせていただくような方向で動いています。農政水産部としても、大きな2つの柱で考えさせていただいているところでございます。

【井手会長】 ありがとうございます。ちなみにですね、ちょっと私が気になったのが福西委員の最後のほうのご発言で、地産地消を県で推進しようとする、T P Pに抵触する可能性があるというご指摘でしょうか。

【福西委員】 はい。ニュースの中にですね、そんな意味合いのことが書かれていましたので、地産地消をこれから行政サイドで前面に打ち出すと、これはT P Pの契約違反になるのかなということが将来懸念として考えられるなと思っていますので。わからないですが。

【井手会長】 そのあたり、県としてはどういうふうに認識されていますでしょうか。

【事務局】 ただいま福西委員がおっしゃっていますのは、I S D条項の話かと思うんですけども、その詳しい内容につきましては、ご存じのように、全文がまだ日本語訳にはなっていないということもありまして、その詳細なところを分析する情報というのを持ち合わせていない状況でございます。

国に対して11月24日にT P Pの大筋合意の要望もさせていただいた中で、早く情報を全て明らかにしてほしいということも言っております。その中で、詳しい部分について、中身を検証していきたいと考えておりますので、現在、I S D条項で地産地消の部分がすぐ抵触するのかどうかということについては、お答えができない

ところでありますので、ご容赦いただきたいと思ひます。

【井手会長】 進捗を注視してまいりたいと思ひます。いかがでしょうか。ほかに基本計画の最終案につきまして、何かご意見いただけませんかでしょうか。

昨年度から議論を始めさせていただきまして、皆さんからいただいたご意見につきましては、かなりの部分はこの最終案に盛り込んでいただいたというふうに存じておりますが、それにつきましてはいかがでしょうか。

はい、福西委員。

【福西委員】 すみません、もう一点だけよろしいでしょうか。

生産者サイドみんなの考え方という、語弊があるんですけども、一つの考え方として、環境こだわり農業の中でも特にウエイトを占める米ですが、米の生産コストを国のほうは40%削減しなさいよと言っていますが、そうしますと、いよいよ一俵1万円という米価が国の施策として決められるのではないかと思ひています。現在、60キロあたりの生産コストが平均1万6,000円です。40%コストを下げると、9,600円くらいになるんですね。何とか、五、六百円の収益が確保できるなというところなんです。県として、みずかがみの生産コストをどのぐらいの線まで下げれば、収益が確保できるというような考えをお持ちかどうかお伺ひします。以上です。

【井手会長】 はい、ありがとうございます。いかがでしょう。県としての、特にみずかがみの生産コストの見込みということでしょうか。

【福西委員】 はい、県も、我々生産者も、みずかがみを消費者に提供したいと思ひていますので。

【事務局】 失礼します。県としては、農業の力を強めるということで、稲作についても今後一層集積や集約化をして、コストダウンに努めていくということを推進していきますが、みずかがみについて具体的にという数値は持ち合わせておりません。

ただ、農業全般の中で、今後は様々な方法があると思ひますので、生産コストの低減を進めたいと考えております。

【井手会長】 福西委員、今のようなお答えでよろしいでしょうか。

【福西委員】 はい。皆さんも十二分にご存じだと思っんですが、生産サイドも、今、実は農業法人なり、個別経営でもそうなんですが、再編の重きが出ているんですね。

私が担当していますのは、一つの集落営農なんですけれども、法人協会の中でも、いろんな検討をする中で、これからは小学校区を範囲としたような法人組織なりでないと、1万円を切る生産コストに耐えられないんじゃないかと。どんどんそういった流れが進んでいますので、県としてどういった対応を今後取られるかなと思いましたが、T P P も含めお尋ねを申し上げました。以上でございます。

【井手会長】 福西委員、最後の点につきましては、特にご質問ということではないのですね。

【福西委員】 はい。

【事務局】 せっかくご質問いただきましたので、少しこの場とは話が逸れますけれども、今後の滋賀県農業をどのように維持、発展させていくのかということで、今年度より、「地域農業戦略指針」を作りまして、各地域の農業のあり方を話し合っています。効率のいい農業をやっていただこうと、話し合いを進めるということで、既に一部の集落には入っているところでございます。

その方策の一つとしまして、やはり小規模な営農組合では、とてももちませんよということで、複数の集落あるいは法人を再編していただいて、コストダウンに努める、あるいは全く担い手のおられないところについては、農業のサポート団体、J A さんとかありますけれども、こういったところが作業をしっかり請け負って、経営的に成り立つようにしていこうと、地域によって条件が違ふと思えますので、様々なパターンをお示ししてですね、それで進めていただこうと、取組を始めたところでございます。

実際に県の状況を見ていると、確かに、いま全体で60キロあたり1万6,000円ぐらいのコストがかかってしまうんですけれども、実際に1万円を切っている、9,000円とか7,000円のコストで実践をされているところもありますので、そういったところが優良事例になるのかなと思いますので、そういうのを参考にしたいと考えております。

【井手会長】 よろしいでしょうか。いかがでしょうか。
じゃあ、藤栄委員。

【藤栄委員】 ご意見が出ないようでしたら、文言のお話で恐縮なんですけれども、先ほどの「常時店頭に並んでいます」という、岡本委員のご指摘なんですけれども、私もちょっと違和感があり、常時というといかにもコンビニとか24時間というふうなイメージがあるので、例えば、「環境こだわり農産物の生産量と流通量が増え、多様な農産物がどの季節にでも店頭に並んでいます」とか、そういった文言にされてはいかがでしょうということが1点ですね。

あとは、この計画案のサブタイトルになっている「こだわりがつなぐ農産物と人の和」っていう、すばらしいタイトルだと思うんですけども、これは「和」っていうのが、調和の「和」なんですよけれども、これかサークルの「輪」も兼ねているんですかね、意味としては。どうなのでしょう。

それから、これも文言で恐縮なんですけれども、基本方針1の「有機農業の取り組みを支援」、「認証制度での新たな表示」というのがあるんですけども、これも非常に細かく言うと、「認証制度による新たな表示方法を検討し実施」とかいうことになるのではないのでしょうか。制度での表示を検討っていうのは、ちょっと文章としては変かなというふうに感じました。もしよろしければ、ご検討いただければというふうに思います。些細なことで恐縮です。

【井手会長】 はい、ありがとうございます。

まず1点目は、目指す姿の3点目ですね、具体的なお提案です。確認ですが、ご提案いただいたのは「環境こだわり農産物の生産量と流通量が増え、多様な農産物がどの季節にも店頭に並んでいます」ということですか。

【藤栄委員】 そのような感じですか。別の文章に変えていただいてもかまいません。

【井手会長】 ありがとうございます。有力な修正候補の一つとして受け止めさせていただきます。

2点目ですが、これはご質問ですよ。サブタイトルにあります「こだわりがつなぐ農産物と人の和」の「和」が調和という意味なんだろうけれども、同時にサークルなのかということですね。

【藤栄委員】 サークルというのは「輪」です。車輪の「輪」です。この「輪」と「和」のどちらも兼ねているんですかという、これは質問であって、別に変えてほしいとかそういう意味ではないです。

【井手会長】 車輪の、それはニュアンスとしては、人と農産物がこう、循環するような。

【藤栄委員】 そういうものなのか、調和を意味するのか、どちらですかということですか。

【井手会長】 そういう意味を込めているのかということですね。じゃあ、込めていることにしましょうか。
何かありますか、立花委員。

【立花委員】 立花です。
このサブタイトルを提案させていただきました。先生のおっしゃるとおり、調和の「和」とか、サークルの「輪」ももちろんあります。ただ、自分の中でもギリギリまでサークルのほうがわかりやすいのかなとは思っていました。なので、そのほうが伝わるのならば、変えていただいてもいいのかなというふうに思っております。

【井手会長】 立花委員のご提案だったのですか。そうしましたら、サークルの「輪」も、この平和の「和」に込めているということでもよろしいでしょうか。

【立花委員】 そうですね、皆さんがわかりやすいほうが。つながるといふところの「わ」なので。

【井手会長】 まあ、いわゆる調和の「和」として意味の中には、自然にそういう「つながる」というニュアンスも含まれていると思いますので、いいんじゃないかと思えます。

それから、藤栄委員の3点目ですね、基本方針1「生産」の有機農業の取組支援のところ、「認証制度での新たな表示を検討して実施」となっていますが、これは「認証制度による新たな表示を検討し実施」のほうが正しいんじゃないかということですね。はい、わかりました。

おそらく事務局の意図としては、もともとある従来の認証制度の中に、有機農業用の新たな表示を検討するという、多分そういう意図だったのだらうと思いますが、それだったら、そのままの表現でもよろしいですか。

【藤栄委員】 特にこのままでも、かまいません。

【井手会長】 私もここがちょっと気になったんですけれども、これ、具体的にはどういうふうに表示を考えていくんでしょうか。

【事務局】 先ほど、現在のこだわりマークの見直しについてお話がございましたが、それも検討中でございます。

イメージとして考えていますのは、例えばお手元にパンフレットをお配りしていますが、環境こだわりマークがございます。例えばでございますが、環境こだわりマークがございます。そこに、先ほど農薬・化学肥料を通常の5割以下という表現があつて、それを強調させたいというふうに申しました。この部分をですね、農薬・化学肥料不使用とし、さらにびわ湖に優しいとか、そういうふうに現在のマークの主体の部分を残しつつ、有機農産物をこだわりの中で応援するようなマークにできないかというイメージをもっているところでございます。

【井手会長】 藤栄委員、今のような主旨であればこの表現でもよろしいでしょうか。

【藤栄委員】 かまいません。

【井手会長】 私の理解としては、今まで環境こだわりとしては、有機はちょっと別扱いというか、有機は有機で別に制度としてあったのですが、それをも環境こだわり認証制度の中に取り込もうという中で、そうすると、当然、認証制度の中でも差別化が必要になるだろうということだと思っております。ちなみに、県内には、農薬・化学肥料の削減50%だけではなくて、実質的に70%削減とか、そういう形で取り組んでおられる農家さんも多くおられます。最終的にはどうなるかわかりませんが、そういった方々の努力に関しても何か差別化できる形というのを検討していただければと思っております。

はい、いかがでしょうか。

はい、岡野委員。

【岡野委員】 長らく関わらせていただいて、今さらの質問で本当に恐縮なんです。今回サブタイトルで人の和というのが入ったり、今後、環境こだわりの農作物が広がっていくことを考えたときにトレサビリティの考え方というのが、今、この環境こだわり農業の中にないような気がするんですが、今後その点については、この環境こ

だわりの中にはその考え方は入れていくというような方向性はないのかということをお聞きしたいと思います。

【井手会長】 今の時点での考え方で結構ですので、事務局のほうから。

【事務局】 環境こだわり農産物の認証をするに当たりましては、最初に種まきをされたり、苗を移植されたときから、ずっと農家の方に記録をつけていただいております。その生産履歴を提出していただいて、初めて環境こだわり農産物として認証させていただくというシステムですので、その農産物が生産されました履歴につきましては、環境こだわり農産物の認証を受けていただいたら、保証されていることとなります。

【井手会長】 岡本委員のご指摘としては、最近ですと、牛肉とかですと個体識別でトレースすることができるようなことを、環境こだわり農産物にもというご指摘でしょうか。

【岡本委員】 流通の段階に入ったときに、そこからトレースできる状態に、今あるのかどうか。

【井手会長】 一旦出荷されて、流通の経路に入ってしまった段階でどうかということですね、これはどうですか。
ちょっと難しいような。

【事務局】 環境こだわり農産物につきましては、この環境こだわりのマークとともに、栽培責任者、確認責任者を一緒に表示していただくという仕組みになっております。ですから、基本的に何か問題があれば書かれている栽培責任者、確認責任者に連絡を取っていただいたら、栽培方法がわかるということになっております。併せましてそれ以前の問題ですね、先ほど申しましたように、栽培履歴は必ず記録していただいて、それを県の職員が確認した上で認証をしていますので、ダブルといいましょうか。そういうことを、県としては担保しているということなのです。

【井手会長】 はい、ありがとうございました。

しかし、逆に今の委員のご指摘からすれば、やろうと思えば既に十分にトレースできるということが周知されていないということですよ。そういった意味では、そのあたりも積極的にPRをしていただいたほうがよろしいんじゃないかというふうに、私は受け止め

させていただきました。

いかがでしょうか、時間的な問題がございますので、もし特にこちらの最終案につきまして、新たなご意見がないようでありましたら、このあたりで議論のほうは締め切らせていただきます。

何点かご質問、あるいは表現の背後にある県としての考え方の確認がございましたけれども、大きくは目指す姿の3番目ですね、「常時店頭に並んでいます」という表現についてももう少しイメージとして、「いろいろな、あるいは多様なこだわり農産物が季節それぞれに店頭に並んでいる」というふうな表現に変えるということでご意見をいただきました。

そうしましたら、先ほどの藤栄委員からのご提案をベースにしつつ、最終的な表現につきましては、ひとまず私のほうに一任していただけますでしょうか。この後、ほかの部分も含めましてですね、事務局と相談させていただきまして、最終的な案のほうに取りまとめさせていただきます。

この後、県議会等への説明、報告を経て年度内の正式な策定を予定されているということですので、本当に最終の最終ですね、議会への報告も得た段階ですかね、確定版の段階で改めてご報告も兼ねて皆様のほうへは最終版を事務局からお届けさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。そうしましたら、続きまして、本日の協議事項の2点目に移らせていただきます。こちら也非常に重要な案件となっております。協議事項2、「環境こだわり農産物を使用した加工食品について」ということでございます。加工食品につきましてはですね、これまでも何回か議論の過程で話題として出た件ではございますが、本日改めて加工食品の承認につきまして事務局からご提案があるようですので、まずは事務局のほうからご説明をお願いいたします。

【事務局】 資料に基づき説明

【井手会長】 はい、ありがとうございました。加工食品の基準につきましては、ただいまご説明いただきましたように、かなり長い経過がございます。ちなみに4年前の審議会で議論されたということで、私はギリギリ委員だったんですが、多分休んでいたときの議論だと思います。ちょっとその場の雰囲気というのがお伝えできないのですが、前会長の増田先生いわく、議論が紛糾して、かなり両極端に、「もっと緩和すべきだ」、あるいは「緩和すべきではない」ということで、ある意味意見が真っ二つに割れた結果として事務局提案が

通らなかった。ただし、審議会の役割としては非常に健全に機能した結果であるというふうな言い方をされていました。しかし、事務局からご説明がございましたように、今の95%縛りということだと、かなりハードルが高うございます。そういった中で、環境こだわり農産物の普及を考えた場合、こういった形で加工食品についても基準をもう少し緩める、見直すべきではないかということで事務局から再びご提案をいただいております。こちらにつきまして、それぞれ委員の皆様にご意見をいただければというふうに思っております。

いかがでしょうか。まず中谷委員。

【中谷委員】 何回もすみません。基準の見直し案についてなんですが、これはA案とB案、どちらかにするという方向で案が出ているのでしょうか。私の中ではA案もB案も同じのように思えるんです。おにぎりに関しても、B案に例えますと、環境こだわり農産物100%の品目が重量の半分以上入っていますし、また弁当に関してもA案に置きかえますと、環境こだわり農産物100%の農産物が1品でも使用されていることに当てはまるので、どちらでも一緒ではないかなと思うのですが、どうなんでしょうか。以上です。

【井手会長】 事務局からもう一回、AとBの違いをご説明いただけますか。

【事務局】 わかりにくくて申し訳ございません。

A案ですと、例ではおにぎりにさせてもらっていますが、例えばおにぎりの具のコマツナだけがこだわり農産物だったらどうかという議論が、A案の場合は出てまいります。運用の話になるのかもかもしれませんが、例えば、米はこだわりじゃありませんよ、具のコマツナだけがこだわりですよ、というように具だけがこだわりであるおにぎりにマークの表示をして本当にいいんですかという議論が出てきます。実際、A案のような相談事例がありまして、大変ありがたい話なんですけれども、具の1品だったらどうなのということを含めてここで議論していただけるとありがたいということでございます。

【井手会長】 中谷委員、よろしいでしょうか。

【中谷委員】 はい、わかりました。

【井手会長】 私も最初説明を聞いてよくわからなかったんですが、事務局が懸念されていることはそういうことです、B案のほうで重量制限を半分という形でかけているということではないかと思います。

いかがでしょうか。まず立花委員、その次に竹山委員。

【立花委員】 立花です。緩和というのは、私は賛成です。そもそもの目的というの環境こだわり農業をさらに推進というふうになっているので、規制すると商品も少なくなって意味がないのかなというふうに思いました。

B案なんですけれど、この重量の半分以上であるというのは、例えば、おみそで、同じ材料で50%の大豆が環境こだわりであればよいということですか。6割が環境こだわり大豆で、4割がそれ以外でもオーケーになってくるのかなって、ちょっと思ったんですけれど。

あとお弁当とかであれば、これは提案ですけれども、例えばお米は100%環境こだわりのお米を使っています、それ以外のおかずはそうじゃないとちょっとイメージ的に環境こだわりじゃないイメージになってしまったりもするので、例えば3種類以上のこだわりの野菜を使っているとか、ランクづけじゃないですけど、そういうのもあってもいいのかなというふうに思いました。

【井手会長】 まず1点目のご質問ですね。例えばみその原料として大豆が環境こだわりとそうでないものが混じっているような場合ですね。

【立花委員】 何か、今ふと忘れてしまったんですが。

【井手会長】 いいのかということですね。これにつきましては、事務局いかがでしょうか。

【事務局】 原材料の農産物がこだわりのものとそうでないものが混じっていたら、それは、全部こだわりでないとカウントします。

【立花委員】 例えばみそとかだったら、その上のA案みたいなことですね、1品のすべてがこだわりということですね。

【事務局】 そうですね、ここにこだわりのみそをお持ちしているんですけど、みそですと、原材料はほとんど大豆とお米ですね。この場合は、大豆もこだわり100%、お米もこだわり100%で作っていただいています、例えばB案でしたら、大豆はこだわり、お米は

こだわりじゃない、そして重量比率を計算して、例えば大豆が50%を超えていたら「大豆は環境こだわり100%です」と表示してよいというのがB案になりますね。

【立花委員】 わかりました。

農産物の名前というか種類を書き加えるという、資料にあるイチゴの例とちょっと混乱しました。すみません。

【井手会長】 それから2点目ですが、これはB案をベースしつつも、例えばお弁当の場合、お米が環境こだわり100%であれば自動的に重量的には50%クリアするけれども、おかずが全然環境こだわりでないのは少しどうかということですね。

【立花委員】 だから、ランクづけがあってもいいのかなと。

【井手会長】 ランクづけ。環境こだわりの。

【立花委員】 割合ですね、環境こだわり農産物の使用の割合。

【井手会長】 ランクづけというか、重量当たり何%が環境こだわりですというふうなことを何らかの形で一緒に表示できないかというご意見ですね。はい、わかりました。

そうしましたら、ちょっと待ってください。

事務局としては、それはなかなか難しいだろうなど。実施上の難しさを多分考えておられるんだと思いますが、立花委員のご指摘としては、単純に50%重量だけでは少しどうかということですか。

【立花委員】 今までが95%以上だったので、少し緩和し過ぎなイメージもちょっとあって。

【井手会長】 いっぺんに半分というのは緩和し過ぎではないかというのがまずあるということですね、わかりました。

そうしましたら、ひとまずご意見として伺っておきまして、竹山委員、お願いいたします。

【竹山委員】 竹山です。

恥ずかしながら、この丸いマークをあまり見たことがないんですけども、61件ということは、61アイテム加工品があるということと理解させていただいたらよろしいのですよね。

私個人の意見といたしましては、あんまり緩和しないほうがいいんじゃないかな、値打ちが下がるかなというふうに思います。現状のままでもいいんじゃないかなとは思いますがけれども。

ひとつ質問ですけれども、食品加工といたしましては、加工業者は全国にございますけれども、滋賀県外の他府県の加工業者さんにこのような制度があるかどうか、知ってもらえているのかどうかお聞きしたいんです。この中で豆腐とか単品でできるようなもので、滋賀県のこだわり農産物でできている加工品も多々あると思うんですけど、実際、私が納めているところでもあるんですけども、そのような制度があるということを、たぶん加工業者さんも知りませんし、生産者からこういうマークを貼ってくださいって言えばいいのかもしれないんですけども、県外加工業者に周知できていないような気がします。そういった部分におきましては、規制を緩和するよりも、やはりこういった認証制度を、加工の認証マークがあるということを県内外にもう少し広められてはどうかというふうに思います。

それと、加工食品じゃないんですけども、1点質問なんですけれども、外食産業のところにはどうなんでしょうかね。例えばレストランとかで「お米は環境こだわり米を使用しています」とかいうようなポップを置いていいのかどうか、そういう所でPRをしているのか悪いのか、許可とか、そのあたりがこのこだわり条例の中でどのような形で盛り込まれているのか、私、ちょっと条例を細かく見ていないのでわからないんですけども、その部分について、ちょっとお願いします。

【井手会長】 まず、竹山委員のほうから今回の見直しにつきましては、どちらかというところと反対、現状のままでもいいのではないかと、むしろ県外の加工業者へのこういう制度があるということの周知をやるべきではないかというご意見ですね。

ご質問といたしましては、外食産業でもこういった環境こだわり農産物の利用に関して何か県として指導等、働きかけをやっているかというご質問だと思いますが、事務局いかがでしょうか。

【事務局】 まず、環境こだわり農産物の県外での加工業者ですけれども、今のところ3社お取り扱いをいただいています、特に一番多いのが「サトウのごはん」、これが年間50万食ぐらい扱っていただいています。これは新潟県ですね。ほか、大阪のお豆腐屋さんなどに扱っていただいております。確かに県内はもとより県外の加工業者さんに環境こだわり農産物の使用の働きかけを行うことは大事だと思いますので、それはやっていきたいと思っています。

それから、事業所、飲食店等での環境こだわり農産物の利用促進については、おっしゃるとおり、今回の基本計画につきましても1つ柱を掲げて利用促進を図っていきたいということを計画していますし、あわせて加工食品での推進ということで、環境こだわり農産物による6次産業化の推進も位置付けをさせていただいているところでございます。

【井手会長】 私の理解では、外食は主に「おいしがうれしが」のほうで取り組まれていると思いますが、あれは自己申告制ですか。

「おいしがうれしが」は、県内産であれば特に環境こだわりにこだわらないので「県内産のお米を提供しています」とか、そういうのぼりなんかよく見かけますよね。だから、環境こだわりが既に「おいしがうれしが」が浸透している外食産業の中にこれからどう入っていくのかということが、かなり課題だとは思っています。

一応県としても、基本計画の中で、今後そちらのほうにも力を入れていくということを考えているので、竹山さん、今のような回答でよろしいでしょうか。

【竹山委員】 まあ、はっきりは答えられないと思いますので。推進していくという、もう少し力強いところがいただきたかったんですけども、結構です。

【井手会長】 ありがとうございます。
はい、岡本委員。

【岡本委員】 私は、これまで申請希望がありながら断念された事例を拝見して、多分このままではなかなかこだわり農産物は増えないのではないかと思います。やっぱり、いろんな加工食品を作っていくとこそ、この基本計画にありますように、「流通販売を促進します」、消費で「積極的な利用を促進します」というところにもつながるのだと思います。私が思うのはA案です。環境こだわり農産物100%の農産物が1品でも使用されているところまで緩和をしていただけたら、もっといろいろな加工食品の幅が広がるのではないかと思います。以上です。

【井手会長】 ありがとうございます。
すみません、いみじくも4年前みたいですね。
今度は反対の方、もっともっとやわらかくということ。立花委員は、B案よりはもう少し厳しくということですね。

この件につきましては、できるだけ皆さんのお考えをお聞きして
ですね、意見分布っていいですか。こういったご意見なのかお聞き
したいと思います。

はい、中井委員。

【中井委員】 中井です。どうぞよろしく申し上げます。

私が思うに、例えば先ほど先生がおっしゃった「おいしが うれ
しが」ですが、これは始まったときに例えば成果でいうと、「小分
けするのにシールを1枚ずつ張りましょうと」か、見える化、みん
ながいつも手にしたものに「おいしがうれしが」貼ってあるとか、
こういう形で広めてきた例があるのですよね。

この環境こだわりも始まったときはそういう内容でした。ただ、
この3色のカラー刷り、意外と経費がかかることからなかなか農家
に受け入れられなかった部分もあります。この環境こだわり農産物
を進めていく中で、このこだわりマークを認知してもらうために、
3色刷りをですね、例えば、オリンピックみたいに、ランクづけと
か基準、枠決めを1つ決めて、金色や銀色、赤にしてはどうかと。
要するにこの環境こだわりマークが常に目につくようになっていっ
たら、もっと需要が増えるでしょうし、生産拡大もできるのと違う
かなというふうに私は考えますので。これは加工だけではなく、先
ほどシールもちょっと考えてみようかなという意見もありましたよ
うに、基本計画の中にも取り入れていただけたらありがたいなとい
うふうに思います。以上です。

【井手会長】 ありがとうございます。

具体的なお提案で、私の理解としては、B案が基準でありつつ、
主に重量割合によってランク分けをして、それが一目瞭然でわかる
ような表示をというご意見だと思いました。

立花委員のご提案にもかなり近い。

【立花委員】 そんな感じですか。

【井手会長】 そういった形であればいいんじゃないかというご提案ですよ。

わかりました。いかがでしょうか。テクニカルな問題はちょっと
おきまして、この審議会としてこういった姿がいいかということ
で、ひとまずご意見を伺いたいと思います。

いかがでしょうか、藤栄委員。

【藤栄委員】 私は岡本委員とほぼ同様の意見です。「環境こだわり農産物の積極的な利用を促進します」ということで、今後の課題にあげられています。環境こだわり農産物の施策を始めて10年以上たっていますが、環境こだわり農産物を知らない人が半分程度いる、県民の約半数の方が知らないという状況です。それから、売っているのを見かけないという方が36%ぐらいいらっしゃるわけです。ということは、そもそも流通量が不足しているというか、認知されていないということがあると思うんですね。それで、消費者行動の研究結果では、認知が結果的に購入につながるということはよく知られているので、まず認知されないといけないということがあると思うんです。そういう意味では、流通量を増やすということでは問題点は幾つかあると思うんですけれども、例えばA案のような形でおにぎりとか、一般的に目につくような加工品がそのあたりにあるという状況を作っていく必要があるんじゃないかと。これまで認知が低い理由の1つとしては、やっぱり米が主体であったということがあると思うんです。米は他の人から譲ってもらって食べている人が多いので、結果的にこだわり農産物を見ないということになっていると思うので、基準の見直しはいいことではないかなと思います。

もう一点、事務局の方にお伺いしたいのですけれども、こういった認証制度での加工食品の表示のあり方について、ほかにもいろいろ事例等があるかと思うのですけれども、そのあたりは何かご研究とか、これまでの事例を研究されたとか、そういったことはあるのでしょうか。以上です。

【井手会長】 そうしましたら、最後のご質問のほうから。加工品の認証、あるいは表示方法について、他県の事例はどうかというご質問ですが。

【事務局】 お答えします。
都道府県ごとの特別栽培の農産物を使った加工食品ということで調べさせていただいたんですけれども、なかなか当てはまるものが少ない状況でございまして、以前に調べることができた範囲内で極めて大雑把に申し上げますと、例えば北海道は、農産物の認証が農薬・化学肥料を3割減、滋賀県だと5割減ですけれど、3割減をクリーン農産物とおっしゃっていて、それを1品でも使っておられたら北海道のクリーン農産物の加工食品ということでされているようです。

それから群馬県は、認証制度は農薬・化学肥料5割減なんですけれども、それを使った加工品としては、コンニャクのみを認証されています。

岐阜県は、認証制度が農薬・化学肥料3割減であって、加工品

は、認証された農産物を95%以上を使っているということが基準のようです。

それから島根県は、今の滋賀県と同じ基準ですが、ただ、品目をソバ、コンニャクなどに限定されているようです。そのようなことで、なかなか参考にならないというのが本音でございます。あまり参考にならず申し訳ございません。

【井手会長】 ありがとうございます。

いろいろですが、考え方によって表示とか認証のスタイルが変わるということですね。

ちなみにですね、岡本委員、藤栄委員のご提案はA案、とにかくハードルをできるだけ低くということですが、これは事務局どうなんですか。A案でかつ表示の中に重量比の表示を義務づけるみたいな形は考えられないのでしょうか。

【事務局】 どんな形になりますでしょうか。例えば米は環境こだわり農産物100%ですかね。

【井手会長】 環境こだわり農産物が1品でもあれば、とりあえずシールは張れますよと。ただし、全体の重量の何%とか。

【事務局】 「全体の重量の4割を占めています」とかですかね。

【井手会長】 環境こだわりかどうかは、どこかに明記しておく。これであれば、立花委員とか中井委員がおっしゃっていたような、段階的などころとはちょっと違いますけれども、趣旨としてはよく似たような機能を果たせるのかなという気はいたしますけれども。

たまたま私のほうが今思いついただけですが。

岡野委員、どうぞ。

【岡野委員】 私はB案のほうがいいかなというふうに思います。理由は、今現在あるいろんな商品にも実はいろんなマークがついていたりするんですけれど、ほとんどみんなそこを認知せずに買っているということって多いと思うんです。なので、シールを貼っている商品が市場に増えるということがイコール環境こだわりが認知されるということにはならないのかなと。10年後の目指す姿で、一人一人が環境こだわり農業について理解をした上で、その商品を選んで購入するということを目指した場合に、やはりせめてB案の50%ぐらいの基準がないと。シールがついているものについていないもので、

環境への負荷が変わらないという状況ではどうかなというふうに思います。それで、できることであれば、現在95%以上という基準をクリアしてつくっていただいている加工業者の方がいるわけですから、50%というふうに基準を下げた場合には、やはりその頑張っておられる方への何か配慮は欲しいなと思います。先ほどからの中井委員などのご提案のようなゴールドシールみたいな、何か配慮ができるのであれば、さらにうれしいかなというふうに思います。

【井手会長】

はい、ありがとうございました。

何らかの最低ラインのハードルはということですね。わかりました。

いかがでしょうか。時間も迫ってまいりましたので、決してここで決めようというわけではございませんが。

はい、小澤委員。

【小澤委員】

直売所を運営している者からひとつ言わせてもらいます。

95%のハードルはものすごく志が高くてすばらしくて、竹山委員の言われた基準を下げるべきではないというのはわかるんですけども、A案だとハードルが低過ぎて、私個人の意見ですが、ハードルが低いと認知してもらって、PRする、シールが貼れるというのは簡単だと思うんですけども、お総菜でおでんを例に出すと、大根は環境こだわりだがそれ以外こだわりでない。でも大根はこだわり100%だといったときに、本当にこの環境こだわりのシールが魅力的でお客さんが買ってくれるのかなというふうな思いがあります。

例えばですね、から揚げを例にして、もう無理して、無理して滋賀県産の環境こだわりの小麦粉を使ったから揚げを作っている、しかし鶏肉は違ふと。でも、ここに小麦粉はこだわり100%なのでシールが貼れるとなった時に、それって本当にお客さんがこのから揚げは環境こだわりだと勘違いしないのかなと。

先ほどおにぎりです具のコマツナがこだわり100%って、これって米も100%って勘違いしないのかなという気持ちがあるので、僕は中井委員が言ったように、やっぱり階層別に分けてあるのが生産者や製造者さんの頑張りに報いることになるのだと思いますし、お客さんも「あっこれはレベルの高い環境こだわりの使用率なんや」というのが見えないと、どうなんだろうなという思いがあります。

なおかつですね、主原料が100%ですという表記の仕方もやり方としてはあるかなと。例えばお弁当でしたら、主原料はほとんどお米になりますので、お米に関して第一主原料は100%ですとい

うやり方もありかなというふうな気もします。

ただ、私もお総菜を作っているので、お総菜に環境こだわりの農産物の認証を当てはめると、たぶんシールの製造が追いつかないと思うんです。お総菜って、コマツナが余ったからコマツナも使え、ホウレンソウが余ったから使えって言うと、このお総菜のホウレンソウは環境こだわりですって、ものすごい量のシールの種類を作らなければならないので、お総菜とか日々の食べ物で認証を普及させるというのは、ちょっと現実的ではないと思います。ジュースとかジャムとかおにぎりとか、主原料の変わらない、そういうものにだんだんと集中していってしまうのではないかなと思っています。以上です。

【井手会長】 はい、ありがとうございます。

時間のほうもございますので、ちょっと挙手をしていただけますか。決してこれで決めるつもりはございません。大体どのあたりを皆さん考えておられるのかなということを知りたいものですから。一応私の理解といたしましては、とにかく1品でもこだわり農産物を使用されていたらよいというA案、B案そのものという方はおられないようですが、何らかの階層、あるいは主原料というご意見もございましたが、B案プラス少し改良を加えたものがよいという案だと思えます。

竹山委員の「変える必要はない、95%のままがよい」という意見を加えまして、この3案の中で、ちょっと挙手をお願いしてよろしいでしょうか。いずれにしても、今回の審議会での決定は無理ですね。ということですので、気楽に挙げていただければというふうに思います。

【藤栄委員】 よろしいですか。まずは見直しについて賛成か反対かというところで意見をとられたほうがよろしいんじゃないかと。その次の段階で今、井出会長がおっしゃったことがあるように思うんですね。

【井手会長】 わかりました。じゃ、まずはそれでやらせていただきます。

そうしましたら、現行の95%という基準につきまして、何らかの形で見直しが必要だとお考えの委員、挙手をお願いできますでしょうか。中谷委員と竹山委員以外は賛成ということですか。ありがとうございます。

そうしましたらですね、今、挙手していただいた方の中で、もう一度、A案を支持される方、挙手お願いできますか。藤栄委員と岡本委員、わかりました。

そうしますと、残る方々はB案プラス何らかの形の階層というこ

とですね。わかりました。

なかなか基準の見直しは難しいですが、全般的には何らかの形で見直しに賛同される方が多いというふうに受け止めさせていただきました。基本計画にもあげていることですので、今後何らかの形で見直しについて事務局のほうで引き続き検討をお願いしたいと思います。その際、今日この場で出ました色々なご意見を参考にさせていただいて、次回以降の審議会に挙げていただければというふうに思います。

そうしましたら、実はもう一件報告事項がございます。次第の3番目、「環境保全型農業直接支払交付金の取組状況について」ということでございます。こちらにつきまして事務局のほうからご報告をお願いいたします。

【事務局】 資料に基づき説明。

【井手会長】 はい、ありがとうございます。

一部、これまでにご報告をいただいている内容もございましたが、主に本年度の見込みではございますが、こういった数字で見込まれているということでございます。

私のほうからですが、1つは制度の変更に伴い平成24年度に一旦面積がガクッと落ちたのですが、この見込みでいうと、平成27年度は再び制度の改正もあって、落ち込む前の平成23年度を上回るというふうに考えればよろしいのでしょうか。あくまでも今の時点では見込みですので。

【事務局】 そうですね、現在の見込みですけれども、前年度よりは増えるだろうということで見えています。ある程度、がくっと面積が落ちる前の状態に戻るというふうに見込んでおります。

【井手会長】 いかがでしょうか。何かこの件につきましてご質問等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。本格的に法律に基づく交付金の制度になりましたので、これからは一定、安定した形での運用がされるというふうには期待しておりますが、またそれに伴いまして、一旦落ち込んでおりました環境こだわりの実施面積のほうも再び上がってけばというふうに考えております。

よろしいでしょうか。

すみません、進行の不手際もございまして、時間のほうを超過してしまいましたが、以上をもちまして本日用意されておりました議

事につきましては終了したいと思います。ありがとうございました。

そうしましたら、冒頭にもありましたように、本日が第6期の審議会の最終日ということになっております。この2年間、環境こだわり農業の振興でありますとか、基本計画につきまして、大変ご熱心に議論をいただきました。貴重な意見をたくさん賜うことができたというふうに思っています。基本計画につきましては、この審議会のメンバーで作上げてきたような計画でもございますので、今後ともそれぞれのお立場で、計画の進捗につきまして注視していただくとともに、何らかの形でお力添えをいただければというふうに思っております。改めまして2年間ありがとうございました。

そうしましたら、進行を事務局にお返しいたします。